

第3章 ごみ処理の現況と課題

1. ごみ量に関する現況の整理

(1) 収集・運搬、中間処理、最終処分の流れ

1) 収集・運搬段階

家庭系ごみの収集・運搬については、分別区分を「燃やせるごみ」「燃やせないごみ」「粗大ごみ」「有害性ごみ」及び「資源」の5区分としており、資源については、びん、缶、ペットボトル、新聞、雑誌・雑紙、ダンボール、古布及びプラスチックの計8品目を収集しています。

収集方式は、平成12(2000)年10月から「戸別(一部ステーション)方式」により収集車で収集しています。

なお、紙パック、白色トレイ、アルミつき紙パック、マルチパック等は、多摩市エコショップ認定店舗等の協力を得て店頭回収を行っています。

事業系ごみは、平成11(1999)年10月1日から全面有料化を実施し、分別区分は「燃やせるごみ」「燃やせないごみ」「粗大ごみ」「有害性ごみ」「資源」の5区分です。1日平均排出量10kg未満の少量排出事業所は、粗大ごみを除き市が収集し、多量排出事業所については、収集・運搬許可業者と契約するか、自己搬入するかにより、「燃やせるごみ」の受け入れを行っています。

2) 中間処理段階

中間処理では、燃やせるごみ、燃やせないごみ、粗大ごみ及び有害性ごみは、多摩ニュータウン環境組合多摩清掃工場の焼却処理施設と不燃・粗大ごみ処理施設において、焼却・破碎・選別処理を行い、有価物については資源化しています。

資源(びん、缶、ペットボトル、新聞、雑誌・雑紙、ダンボール、古布、プラスチック)は、市立資源化センターで選別、圧縮、梱包、保管を行い、資源化業者において資源化しています。

剪定枝は、多摩市立資源化センターで粉碎・発酵し、土壌改良材として市民等へ配布しています。

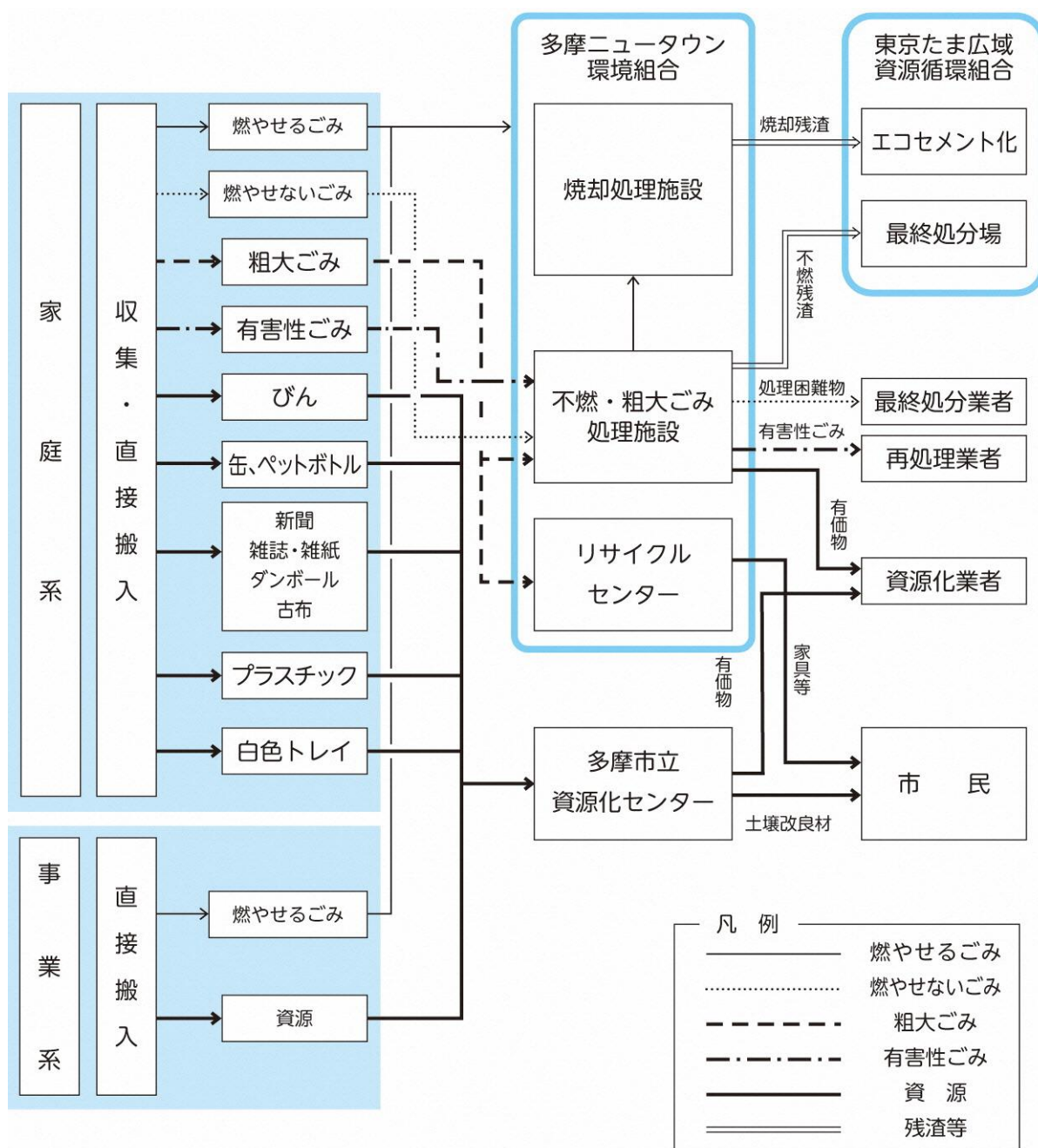
粗大ごみのうち、再利用可能な家具等は、多摩ニュータウン環境組合多摩清掃工場・リサイクルセンターで修理清掃され、市民に提供されます。有害性ごみは、多摩ニュータウン環境組合で保管後、再処理業者に回収されます。

3)最終処分段階

最終処分では、焼却処理後の焼却残さを東京たま広域資源循環組合の東京たまエコセメント化施設へ搬入し、全てエコセメントの原料として再利用しています。

4) ごみ処理フロー

■ ごみ処理フロー

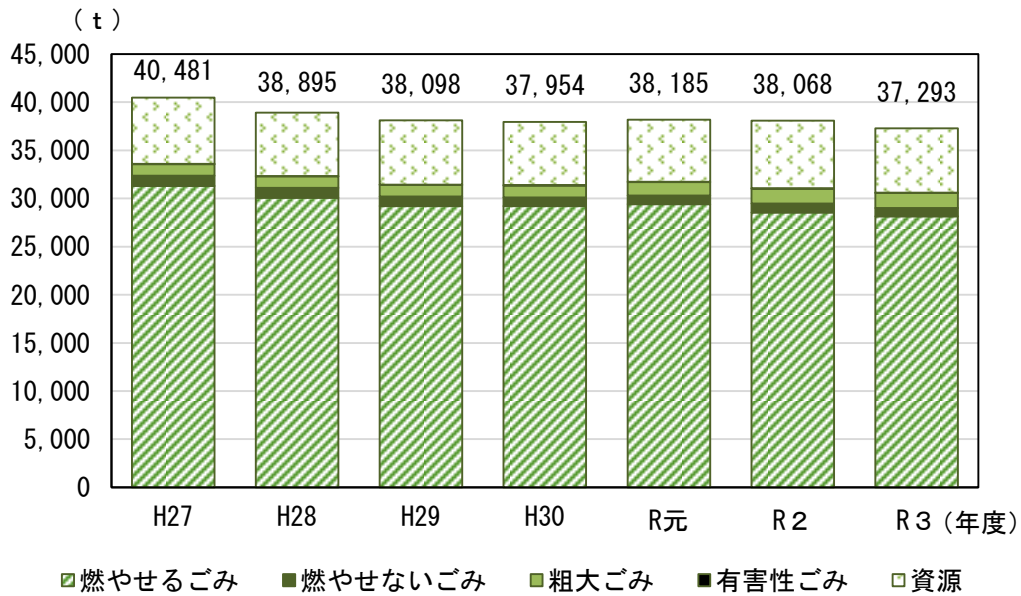


(2) ごみ量の実績

ごみと資源の合計（総ごみ量）は、ダストボックス廃止前の平成 11（1999）年度 55,552 t に対し、令和 3（2021）年度は、37,293 t となり、18,259 t（33%）の減量となっています。

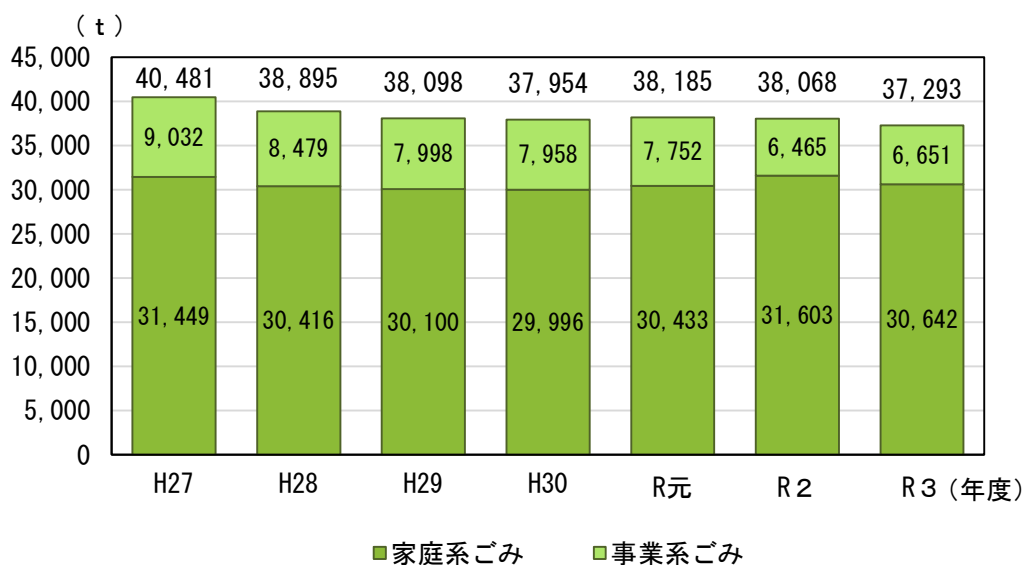
この間、ごみ減量啓発事業、廃棄物減量等推進員による地域での啓発活動、事業系廃棄物の排出指導等を行いつつ、制度的な施策として、平成 12（2000）年度にはダストボックス廃止、平成 20（2008）年度には廃棄物処理手数料の有料化・プラスチックの資源化、平成 25（2013）年度には小型家電・金属類の資源化、平成 28（2016）年度には事業系廃棄物処理手数料の改定を行いました。

■ 分別区分ごとの総ごみ量の推移



	平成 27 (2015)	平成 28 (2016)	平成 29 (2017)	平成 30 (2018)	令和元 (2019)	令和 2 (2020)	令和 3 (2021)
燃やせるごみ	31,291	30,081	29,219	29,215	29,414	28,554	28,156
燃やせないごみ	1,070	1,022	991	893	892	922	848
粗大ごみ	1,190	1,183	1,196	1,237	1,379	1,532	1,560
有害性ごみ	44	42	44	44	53	54	52
資源	6,886	6,567	6,648	6,565	6,447	7,006	6,677
総ごみ量	40,481	38,895	38,098	37,954	38,185	38,068	37,293

■ 家庭系及び事業系の総ごみ量の推移



	平成 27 (2015)	平成 28 (2016)	平成 29 (2017)	平成 30 (2018)	令和元 (2019)	令和 2 (2020)	令和 3 (2021)
家庭系ごみ							
燃やせるごみ	22,463	21,778	21,467	21,469	21,887	22,337	21,728
燃やせないごみ	1,060	1,019	988	888	886	918	844
粗大ごみ	1,122	1,114	1,135	1,184	1,319	1,484	1,511
有害性ごみ	44	42	44	44	53	54	52
資源	6,760	6,463	6,466	6,411	6,288	6,810	6,507
合計	31,449	30,416	30,100	29,996	30,433	31,603	30,642
事業系ごみ							
燃やせるごみ	8,828	8,303	7,752	7,746	7,527	6,217	6,428
燃やせないごみ	10	3	3	5	6	4	4
粗大ごみ	68	69	61	53	60	48	49
有害性ごみ	0	0	0	0	0	0	0
資源	126	104	182	154	159	196	170
合計	9,032	8,479	7,998	7,958	7,752	6,465	6,651

(3) ごみの組成

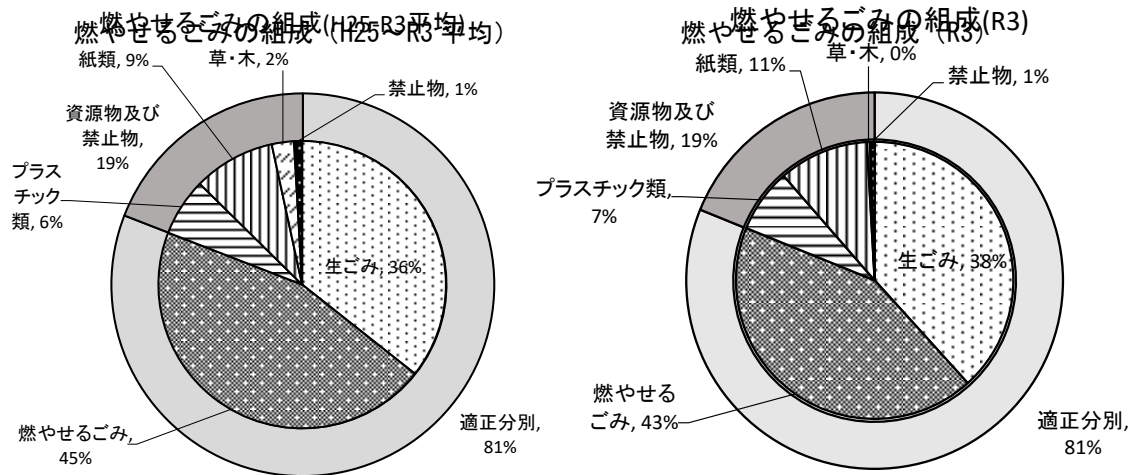
組成分析調査とは、ごみの内容物について組成を分析することで、啓発効果を検証し、今後の啓発に係る施策展開の基礎資料とするものです。令和3（2021）年度は、場所や時期を変えて、計22回実施しました。

1) 燃やせるごみの組成

令和（2021）3年度の家庭から出される「燃やせるごみ」の組成分析調査では、約8割が適正分別、残る約2割が資源物及び禁止物で、現計画期間（平成25（2013）年度～令和3（2021）年度）の平均値と比較しても大幅な相違はありませんでした。

「生ごみ」は適正分別ですが、全体の重量の約4割を占めており、生ごみの減量によって全体としてのごみ減量は大きく進展することが見込まれます。

また、家庭から出される「燃やせるごみ」には、資源化可能な「紙類」、「プラスチック類」の混入が依然として全体の約2割を占めており、資源化することで減量の余地があります。



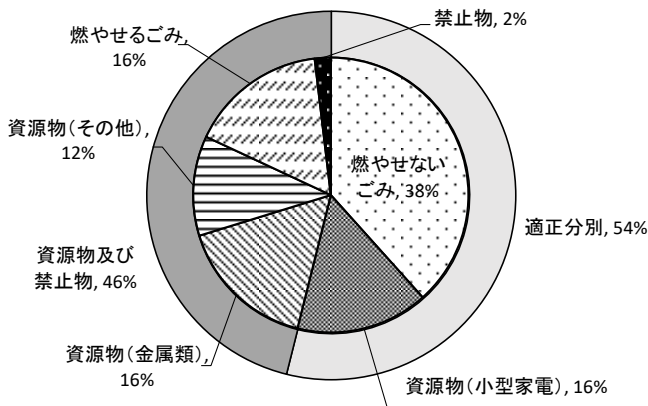
2) 燃やせないごみの組成

燃やせないごみの組成分析調査では、約5割が適正分別、残る約5割が燃やせるごみ、資源物及び禁止物であり、現計画期間（平成25（2013）年度～令和3（2021）年度）の平均値と比較すると、適正な分別が進行しました。

しかしながら、平成25（2013）年度より、小型家電・金属類の資源収集を始めておりますが、依然として小型家電・金属類が「燃やせないごみ」約2割を占めており、引き続き適正分別の啓発による資源化の促進が必要となります。

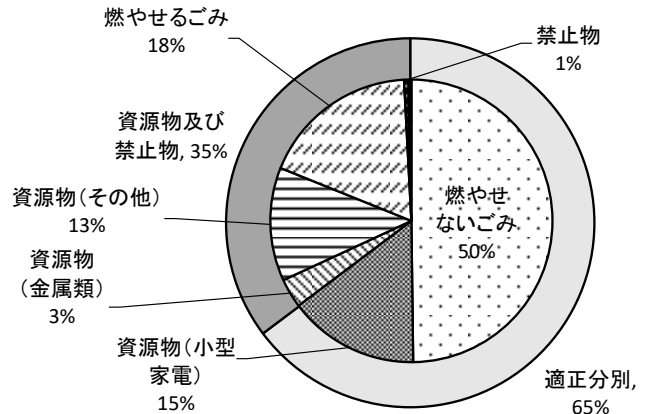
燃やせないごみの組成 (H25~R3 平均)

燃やせないごみの組成(H25-R3平均)



燃やせないごみの組成 (R3)

燃やせないごみの組成(R3)



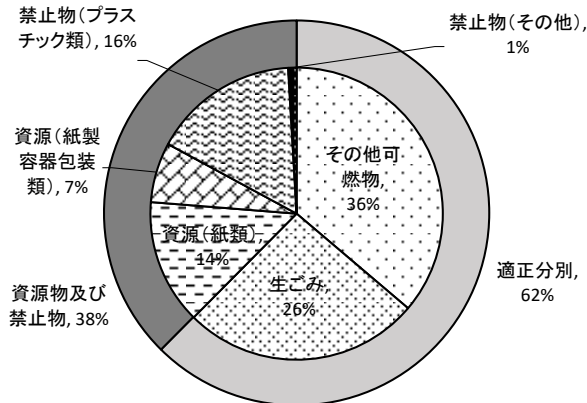
3) 事業系ごみの組成

事業系ごみは、近年リサイクルに関する意識の高まりを受けて減少傾向にあります。しかし、その内訳を分析すると、生ごみや資源化可能な紙類等が多くを占めるだけでなく、本来、可燃ごみに混入してはならないプラスチック類等の禁止物があるなどの課題もあります。また、生ごみが全体の約3割を占めており、食品ロス削減に向けた生ごみリサイクルの促進が必要となります。

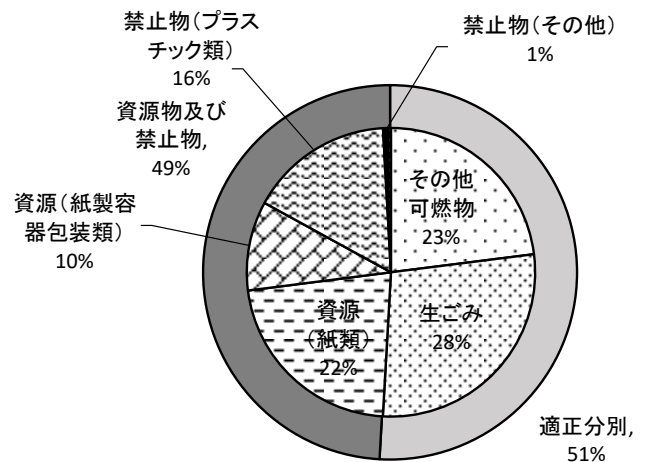
現計画期間（平成25（2013）年度～令和3（2021）年度）の平均値と比較すると、紙類・紙製容器包装類など資源の割合が増え、その分その他可燃物の割合が減少しており、より一層の適正分別の啓発による資源化の促進が必要となります。

事業系ごみの組成 (H25~R3 平均)

事業系ごみの組成(H25-R3平均)



事業系ごみの組成(R3)

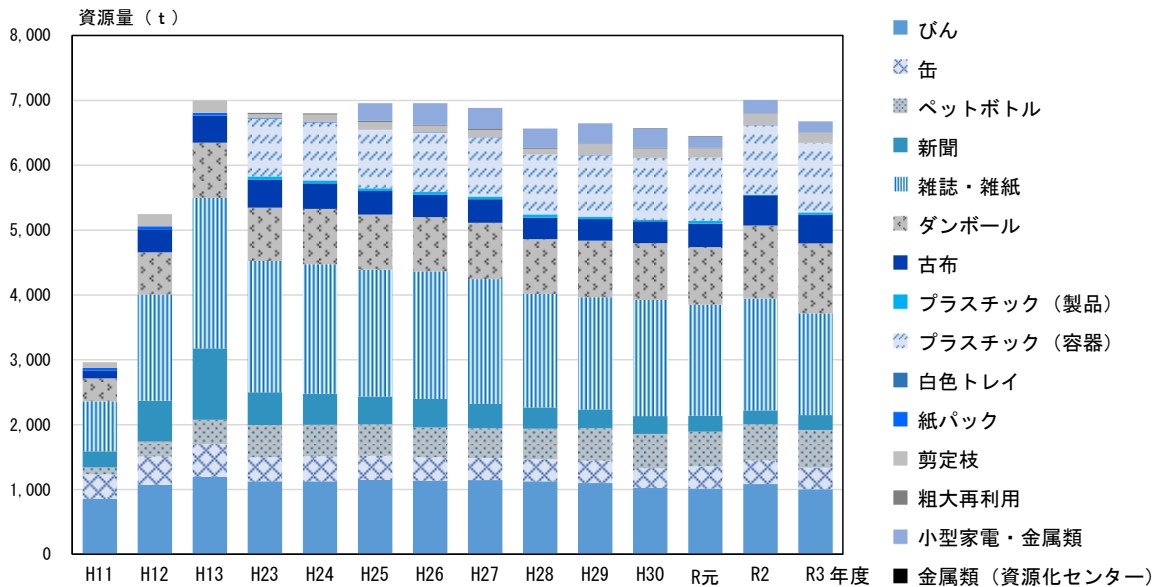


(4) 資源

1) 資源の収集

行政収集の一環としての資源収集は平成3(1991)年度から開始し、ダストボックス方式を廃止して袋収集に転換した平成12(2000)年度に資源の収集量が大きく増加しています。

平成20(2008)年度からプラスチック類を、平成25(2013)年度からは小型家電・金属類を資源として収集開始し、平成27(2015)年10月からはエコプラザ多摩で市民の剪定枝受入を開始しました。近年は、新聞、雑誌・雑紙は減少しているのに対し、ダンボールや古布は令和2(2020)年度の新型コロナウイルス感染拡大の影響により、ステイホームによる自宅の片付等が進められ、収集量は増加しました。



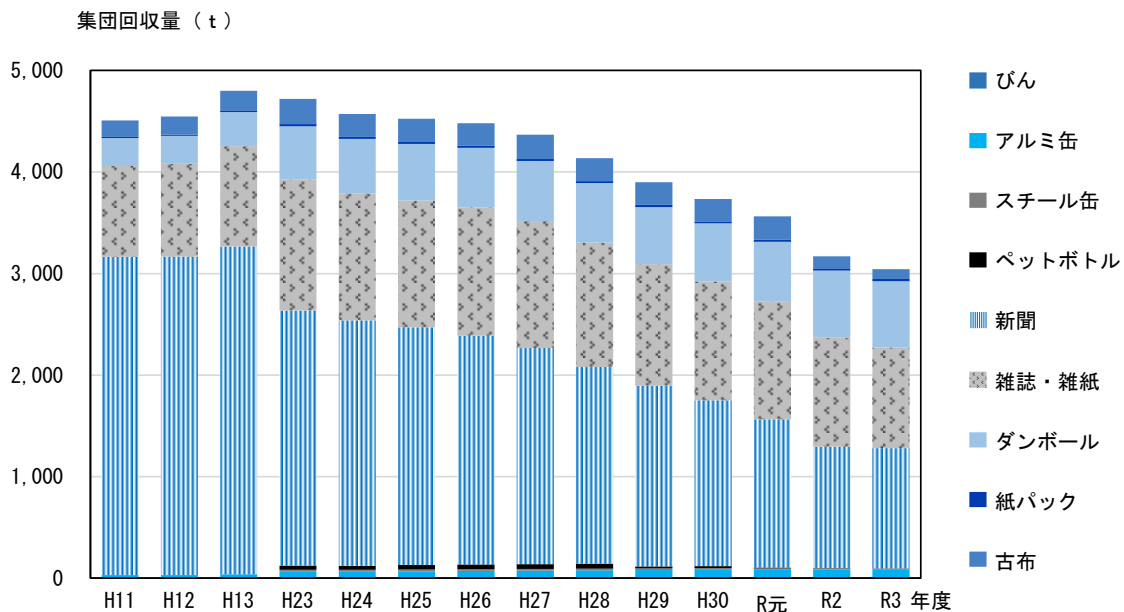
年度	平成11 (1999)	平成12 (2000)	平成13 (2001)	平成23 (2011)	平成24 (2012)	平成25 (2013)	平成26 (2014)	平成27 (2015)	平成28 (2016)	平成29 (2017)	平成30 (2018)	令和元 (2019)	令和2 (2020)	令和3 (2021)
びん	858	1,073	1,194	1,127	1,126	1,148	1,136	1,144	1,128	1,100	1,021	1,015	1,086	1,005
缶	375	436	506	370	386	372	360	341	337	344	308	341	364	332
ペットボトル	109	230	375	499	488	487	459	460	473	500	526	537	558	579
新聞	248	629	1,103	504	478	427	440	377	328	292	278	243	213	231
雑誌・雑紙	767	1,640	2,316	2,025	1,997	1,957	1,968	1,924	1,749	1,731	1,791	1,714	1,720	1,568
ダンボール	358	651	853	822	854	848	838	866	847	871	874	886	1,130	1,081
古布	118	354	416	427	391	365	349	363	330	331	336	360	468	439
プラスチック (製品)	—	—	—	54	46	40	36	44	50	38	28	46	12	40
プラスチック (容器)	—	—	—	892	896	905	913	912	921	947	954	976	1,065	1,071
白色トレイ	1	1	1	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0
紙パック	41	46	45	6	8	0	8	3	0	2	2	0	2	2
剪定枝	86	186	190	61	110	119	101	110	90	169	140	142	176	150
粗大再利用	—	—	—	20	20	18	15	16	16	13	12	8	6	6
小型家電・金属類	—	—	—	—	—	270	333	326	298	309	296	178	205	173
金属類 (資源化センター)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0	1	—	—
合計	2,961	5,246	6,999	6,808	6,801	6,956	6,956	6,885	6,567	6,648	6,566	6,447	7,005	6,676

2) 資源集団回収

ごみの減量及び資源の再利用を推進し、市民のごみに対する意識を高めることを目的として、昭和 56（1981）年度から市内の集団回収を実施している団体に補助金を交付しています。令和 3（2021）年度の登録団体数は 229 団体となっています。回収品目は、びん、アルミ缶、スチール缶、ペットボトル、新聞、雑誌・雑紙、ダンボール、紙パック、古布の計 9 種類です。

近年は、令和元（2019）年度を境に新聞、雑誌・雑紙は回収量が減少傾向にありますが、ダンボールは増加傾向にあります。また、古布は令和 2（2020）年度に主な搬出先となる東南アジア諸国で新型コロナウイルス感染拡大の影響によるロックダウンにより、国内のリサイクル問屋での受け入れを一時的に見合わせていたことで、減少傾向にあります。

■ 分別区分ごとの資源量の推移



年度	平成11 (1999)	平成12 (2000)	平成13 (2001)	平成23 (2011)	平成24 (2012)	平成25 (2013)	平成26 (2014)	平成27 (2015)	平成28 (2016)	平成29 (2017)	平成30 (2018)	令和元 (2019)	令和2 (2020)	令和3 (2021)
びん	3	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	0	0	0
アルミ缶	27	28	35	62	63	66	70	73	78	81	83	83	84	84
スチール缶	—	—	—	18	17	17	17	17	17	16	16	14	13	11
ペットボトル	—	—	—	42	40	44	46	47	47	49	18	20	9	2
新聞	3,134	3,136	3,229	2,511	2,419	2,343	2,253	2,129	1,935	1,780	1,633	1,457	1,196	1,183
雑誌・雑紙	894	914	988	1,294	1,248	1,250	1,264	1,250	1,226	1,196	1,170	1,164	1,075	993
ダンボール	276	275	337	521	537	556	586	592	586	564	573	585	659	653
紙パック	11	12	15	22	21	20	20	20	20	21	20	21	22	22
古布	163	180	194	248	226	228	222	238	225	223	218	231	118	95
合計	4,508	4,547	4,800	4,719	4,572	4,525	4,479	4,367	4,136	3,899	3,733	3,564	3,168	3,042

2. 前計画の実施状況

(1) 資源化・減量化に関する施策の推移

本市の資源化・減量化の施策として、びん、缶・ペットボトル、新聞、雑誌・雑紙、ダンボール、古布、プラスチック、小型家電・金属類の計9品目を分別収集しています。本市の資源化・減量化に対する施策の過程は、以下のとおりです。

なお、中間処理や最終処分に関連した事項として、平成10(1998)年1月に東京たま広域資源循環組合の「日の出町二ツ塚廃棄物広域処分場」が稼働開始、平成10(1998)年4月に多摩ニュータウン環境組合ごみ焼却施設の更新、平成11(1999)年10月に多摩市立資源化センター(エコプラザ多摩)の整備が行われました。

また、施設稼働開始から約20年が経過した平成30(2018)年度～令和4(2022)年度にかけて、資源化センター(エコプラザ多摩)では都市計画事業認可を取得し、プラント設備の老朽化に伴う更新工事を実施することで、施設の機能保全と安定運転の実施、性能水準の維持を図りました。

■ 資源化・減量化に関する施策年表－1

年度	収集方式・施策全般	施設
平成25年度 (2013)	4月 小型家電・金属類資源収集開始 6月 多摩市廃棄物減量等推進審議会へ諮問(みどりのリサイクルに向けての具体的な方策について) 生ごみ入れません袋モデル事業 8月 土壌改良材市民配布実施(他1回開催)	
平成26年度 (2014)	4月 生ごみ入れません袋モデル事業 5月 機密文書溶解処理リサイクル試行開始 9月 土壌改良材市民配布実施(他1回開催) 10月 多摩市エコショップ認定制度区分A・B認定基準一部見直し	9月 エコプラザ多摩プラント設備長期修繕計画策定
平成27年度 (2015)	5月 みどりのリサイクル実現に向けた市民説明会 9月 土壌改良材市民配布実施(他1回開催) 10月 多摩清掃工場への草枝ごみ持込手数料の免除廃止 エコプラザ多摩への市民剪定枝受入開始 多摩市エコショップ認定制度C区分認定基準一部見直し 「事業系ごみ減量化・リサイクル推進のガイド」の改訂 腐葉土化バッグモニター制度開始 10月 事業系ごみ手数料改訂説明会の開催(5回)	12月 剪定枝・草(チップ)の処理能力(2t/日)を追加し、施設全体の処理能力を61t/日へ変更
平成28年度 (2016)	5月 ダンボールコンポスト普及キャンペーン実施 8月 多摩市廃棄物減量等推進審議会へ諮問(多摩市一般廃棄物処理基本計画の改訂について) 9月 土壌改良材市民配布実施(他1回開催) 10月 事業系ごみ手数料改定(25円→35円へ)	

■ 資源化・減量化に関する施策年表－2

年度	収集方式・施策全般	施設
平成29年度 (2017)	9月 土壌改良材市民配布実施（他1回開催） 10月 ごみ分別アプリ さんあ〜る導入 3月 多摩市一般廃棄物処理基本計画改定版発行	・多摩市立資源化センタープラント設備等更新工事発注支援業務委託実施 2月 都市計画事業認可取得 3月 資源化センター長期修繕計画策定
平成30年度 (2018)	4月 多摩市エコショップ認定制度全区分認定基準一部見直し 4月 多摩市一般廃棄物収集運搬業許可業者更新 4月 大型発泡スチロールのエコプラザ多摩での拠点回収開始 4月 ごみ・資源の分別ガイドを改正・発行 5月 多摩センターこどもまつりにごみ減量啓発ブース出展 9月 土壌改良材市民配布実施（他1回開催） 10月 多摩市エコショップ全区分更新 3月 多摩市災害廃棄物処理計画策定	・平成30(2018)年度多摩市立資源化センタープラント設備改修工事実施（びん類ライン） ・多摩市立資源化センター建築設備改修工事基本・実施設計業務委託
平成31年度 令和元年度 (2019)	1月 生ごみ入れません！袋キャンペーン開始 9月 土壌改良材市民配布実施（他1回開催）	・平成31(2019)年度多摩市立資源化センター缶・ペットボトル・草枝資源化プラント設備等改修工事実施 ・多摩市立資源化センター建築設備改修工事実施（電気設備・給排水衛生設備・空気調和設備）
令和2年度 (2020)	4月 「事業系ごみ減量化・リサイクル推進のガイド」の改訂 4月 多摩市一般廃棄物収集運搬業許可業者更新 9月 ダンボールコンポスト モニター事業実施 9月 土壌改良材市民配布実施（他1回開催） 11月 東京都との大規模事業所立入検査開始 3月 多摩市食べきり協力店登録制度開始 3月 多摩市食品ロス実態調査実施	・令和2(2020)年度多摩市立資源化センタープラスチックプラント設備等改修工事実施
令和3年度 (2021)	4月 多摩市エコショップ認定制度全区分認定基準一部見直し 5月 多摩市廃棄物減量等推進審議会へ諮問（多摩市一般廃棄物処理基本計画の改訂について） 8月 親子で学ぶ環境教室開催 9月 ダンボールコンポスト モニター事業実施 10月 多摩市エコショップ全区分更新 10月 土壌改良材市民配布実施（他1回開催） 2月 多摩市プラスチック削減方針策定	・令和3(2021)年度多摩市立資源化センター古紙プラント設備等改修工事実施 ・多摩市立資源化センター外構等改修工事実施設計業務委託 3月 事業計画変更認可取得

(2) 前計画の実施状況に関する整理

平成30(2018)年3月に見直しされた前計画(目標年次は令和4(2022)年度)について、達成状況を整理します。

1) 施策の達成状況：ごみ減量目標

	既定計画			計画の実施状況・達成度 (定量的・定性的な把握)	
ごみ減量目標	◆多摩市の廃棄物減量目標 (平成23(2011)年度⇒令和4(2022)年度) ・排出量(燃やせるごみ・燃やせないごみ・粗大ごみ・有害性ごみ)を10%削減(家庭系・事業系とも毎年1%ずつ着実な減量) ・資源化率40%を目指す ・焼却残さを資源化し埋立量ゼロに近づける			(令和3(2021)年度) ・排出量(燃やせるごみ・燃やせないごみ・粗大ごみ・有害性ごみ)を13.3%削減(平成23(2011)年度比) ・資源化率：34.4% ・埋立量：0t(平成27(2015)年4月以降埋立量0tを継続)	
	◆市民1人当たりごみ減量目標(g/人)	H23(2011) (基準値)	H28(2016) (実績値)	R4(2022) (目標値)	R3(2021) (実績値)
	燃やせるごみ	599.3	555.6	539.4	521.5
	燃やせないごみ	31.8	18.9	28.6	15.7
	粗大ごみ	21.8	21.8	19.7	28.9
	有害性ごみ	1.1	0.8	1.0	1.0
	合計	654.1	627.9	588.7	567.1
◆総ごみ量減量目標(t/年)	H23(2011) (基準値)	H28(2016) (実績値)	R4(2022) (目標値)	R3(2021) (実績値)	
総ごみ量	41,911	38,895	40,142	37,293	

2) 施策の実施状況

■ 排出抑制計画 1 : ごみの発生抑制と減量の推進

主体	既定計画	施策の実施状況（令和3(2021)年度）
①ごみの発生抑制と減量の推進		
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・【重点】ものを長く大切に使い、ごみの発生を抑制します。 ・ばら売りや簡易包装の商品、リターナブル容器、詰め替えできる商品を積極的に利用し、容器包装材などのごみの発生を抑制します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・排出されるごみを抑制し、資源とごみを正しく分別しごみの減量活動を行えるよう、ごみ減量広報紙ACTA、多摩市公式ホームページ、たま広報で啓発しています。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・【重点】オフィスで使用する用紙の節減、食品の廃棄の抑制などに努め、ごみの減量化を推進します。 ・資源の自己回収、店頭回収を推進し、拡大生産者責任を全うしてごみの発生を抑制します。 ・耐久性があり再利用、資源化しやすい製品・容器を製造・加工・販売し、長く使用できるよう修理体制の充実に努めます。 ・リターナブル容器、詰替えできる商品の製造、販売を積極的に推進するとともに、ばら売りや簡易包装を推進し、容器包装材などのごみの発生を抑制します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律、多摩市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例では、事業活動に伴う廃棄物については、事業者に対する処理責任を以下のように規定しています。 ①事業活動に伴って生じるごみは、自らの責任で適正に処理する。 ②ごみの発生抑制、再使用、再生利用を促進することにより廃棄物の減量を図る。 ③ごみの減量、適正処理等について、市の施策に協力する。 ・市内事業者が多摩市発行の「事業系ごみの減量化・リサイクル推進のガイド」を配布することで、ごみの適正処理・リサイクル活動促進に努めています。 ・詰替え商品や、ばら売り、量り売り、少量の小分け売りなどを取り入れます。 ・平成28(2016)年10月に事業系廃棄物処理手数料の見直しをしました。その効果の継続により引続き事業系ごみの排出量は減少しています。排出量については、新型コロナウイルス蔓延による影響を受けたと推測されます。

<p style="text-align: center;">市</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・【重点】ごみの発生抑制と資源の有効利用、ごみの減量について、市民や事業者の意識を高め、行動につなげるための、必要な普及啓発や支援を行います。 ・市民と協働し、学校をはじめとした教育の場で、収集から最終処分までのごみ処理の流れや、発生抑制や資源の有効利用の必要性について学ぶ機会を設け、環境学習の充実を図り、次世代の担い手である子どもたちに循環型社会への取り組みについて啓発します。 ・大規模事業所に対しては、「廃棄物の減量及び再利用に関する計画書」に基づき、事業系ごみの適正処理と資源化への指導・啓発をさらに推進していきます。 ・小規模事業所に対しては、ごみの排出実態の把握に努め、処理排出指導を強化します。資源に関しても民間の資源化施設での処理が原則ですが、民間の資源化ルートの利用が難しい場合のエコプラザ多摩での資源受入について周知をするなど資源がごみとして排出されないよう指導します。 ・市内の全事業所を対象とする啓発、廃棄物管理者への講習会、事業所の従業員向けの講習等、事業系ごみの減量と適正排出に関する啓発を行います。 ・ごみの減量や社会状況等により、家庭系・事業系の廃棄物処理手数料の見直しを含めた、減量対策の強化、適正負担について随時、検討します。 ・ごみの減量と分別を徹底するため、許可業者の搬入ごみ検査及び指導を強化します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校4年生では環境学習のカリキュラムがあるので、平成20(2008)年度から市職員とたまごみ会議メンバーで小学校を訪問し、ごみや資源について「環境出前授業」として啓発しています。 ・大規模事業所に対しては、「廃棄物の減量及び再利用に関する計画書」の提出を義務づけています。また、提出された計画書に基づき事業者への立入検査及び指導を実施しています。ごみ排出抜き打ち検査については、新型コロナウイルス感染症予防のため検査を見合わせました。 ・小規模事業所に対しては、搬出されたごみ収集時等に不適正な排出があった事業者に対して適正処理の徹底について指導を行い、資源物がごみとして排出されないよう啓発指導を行いました。 ・市内の事業所の廃棄物管理責任者を対象とした清掃工場等の清掃施設見学会を行い、その実態から事業系ごみの減量と適正排出に関する啓発を行う予定であったが、新型コロナウイルスの影響があり行えなかった。しかし、ごみの減量や現状を踏まえ一般廃棄物収集運搬業許可業者と協力し、排出事業者に適正な排出を指導・啓発は行いました。 ・事業系の廃棄物処理手数料は平成28(2016)年10月に改定しています。家庭系の廃棄物処理手数料につきましては他市の状況を参考に適正負担の検討を行っています。
--------------------------------------	--	---

②エコショップ・スーパーエコショップの推進		
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・【重点】エコショップ・スーパーエコショップを積極的に利用します。 ・マイバッグ、マイタンブラーの活用など、ごみの発生抑制を心がけます。 ・市民団体等は、エコショップやスーパーエコショップの普及に協力します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・店頭回収している店舗への資源物持ち込みを推進しています。 ・バス車内放送などで、マイバッグを持参し、レジ袋の削減に努めるよう啓発しています。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・【重点】レジ袋の有料化や廃止、レジ袋辞退者への特典の実施など、レジ袋削減に取り組みます。 ・エコショップ・スーパーエコショップ認定の取得に積極的に取り組みます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・レジ袋削減に向けて、有料化やレジ袋辞退者への特典を実施しています。 ・食品ロスの削減に向けて、ばら売り、量り売り商品の導入に取り組んでいます。
市	<ul style="list-style-type: none"> ・【重点】エコショップ・スーパーエコショップについては必要に応じ、認定項目を精査しつつ、制度の推進によって、マイバッグ運動やレジ袋の有料化、資源の店頭回収、ばら売り・量り売り、詰め替え商品の販売に積極的に取り組むなど、ごみの減量と資源化に一層配慮した店舗を増やします。 ・エコショップ・スーパーエコショップの周知を推進します。また、店頭回収を利用する市民に対しても、資源持ち込みに対するマナー向上のための啓発をしていきます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3(2021)年度に、実情に合わせた評価認定項目に見直しを行い、全ての区分のエコショップ認定の更新を行いました。 ・たま広報、多摩市公式ホームページを活用し、スーパーエコショップ認定店舗を周知しています。
③食品ロス対策〈新規〉		
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・【重点】家庭の食材の在庫確認や生ごみをなるべく出さないよう調理するなど、食材を買いすぎず、使いきり・食べきりを心がけて家庭での食品ロス削減に取り組みます。また、外食時での食べ残しを防ぐよう心がけます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・日頃から、食品が無駄にならないよう家庭内にある食品や購入する食品の賞味・消費期限に注意するよう、たま広報、ごみ減量広報紙ACTA、多摩市公式ホームページなどで食品ロス防止の啓発をしました。 ・多摩市食べきり協力店をたま広報、ごみ減量広報紙ACTA、多摩市公式ホームページで紹介しました。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・【重点】商習慣の見直しによる発生抑制や食品リサイクルによる資源化など、食品 	<ul style="list-style-type: none"> ・会食時では「3010運動」等に協力し、ごみの発生抑制や食品ロスの抑制に努

	<p>ロスを減らし、食品廃棄物減量の取り組みを推進します。</p>	<p>め、食べ残しをなくすための工夫や、食品の過剰除去防止などに努めました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「多摩市食べきり協力店」に登録し飲食時の食べ残しなどによる食品ロス削減に努めています。
市	<ul style="list-style-type: none"> ・【重点】市民、事業者に対し、食品ロス削減に向けた啓発を実施し、発生抑制を推進します。また、あわせて食品リサイクルによる資源化を促進し、庁内の関係各課との連携、関係する市民団体への支援などの取り組みを行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・外食の際の適正な量の注文や、食材の買い過ぎ、在庫管理の重要性の啓発をごみ減量広報紙ACTA、多摩市公式ホームページなどで行いました。 ・「多摩市食べきり協力店」登録事業を広める活動を行いました。 ・廃棄されやすい食材等を使った「エコクッキング」をごみ減量広報紙ACTA、多摩市公式ホームページで紹介しました。

■ 排出抑制計画2：ごみの適正処理に向けた分別の徹底

主体	既定計画	施策の実施状況（令和3(2021)年度）
①ごみの分別の徹底		
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・【重点】資源化可能なものを適正に分別排出することにより、ごみ減量と資源の有効利用を進めます。 ・市民団体等は、資源の適正排出と有効利用に関する啓発に協力します。 ・市民団体等は、市と連携し、地域のごみ問題に関する情報の収集や取り組みの周知、啓発等に協力します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・身近なことから取り組めるための活動方法を、ごみ減量広報紙ACTA、たま広報、多摩市公式ホームページ、ごみ分別アプリ、各種イベントを通じた啓発を行っています。 ・ごみの分別など、エコプラザ多摩の視察対応や出前授業等において、直接、児童に廃棄物収集の実態と適切な分別方策を伝えていきます。 ・減量に資する啓発事業やポイ捨ての実態など、市民団体が様々な事業を取り組んでいます。また、ごみゼロデー駅頭啓発キャンペーンをごみ減量推進委員と協働で実施するとともに、転入者へのごみの出し方についての説明を市民団体へ委託事業（協働指定事業）として実施しています。

事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・【重点】オフィス用紙や段ボール等の紙類を資源として分別して排出します。 ・資源化可能なものを適正に分別排出することにより、ごみ減量と資源の有効利用を進めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業活動で発生する廃棄物は、法の規定により事業者の責任による処理となることから、事業系ごみ処理の適切な取り組みにおいて、ガイド等の配布により指導をしています。 ・事業所への廃棄物分別ガイドによる3R（発生抑制：リデュース、再利用：リユース、再生利用：リサイクル）の取り組みを促進することでさらなる減量化を図ります。
市	<ul style="list-style-type: none"> ・【重点】新たに収集品目の追加など分別がより細分化しているため、啓発周知方法の拡大により、より分かりやすい啓発・指導を行い、分別の徹底を目指します。 ・紙類・プラスチックに関する適正分別について、啓発を強化します。 ・紙パック、アルミつき紙パック、マルチパックなどの紙類については、店頭回収に誘導し、燃やせるごみの減量、資源への混入を防止します。 ・資源の適正排出の推進を図るため、出された資源がどのようにリユース・リサイクルされているかを分かりやすく啓発します。 ・分別の徹底や資源の適正排出、有効利用に関する啓発は、廃棄物減量等推進員や市民団体等と連携します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「ごみ・資源分別ガイド」の配布、「ごみ・資源の収集カレンダー」の戸別配布などを通じた啓発に努めるとともに、集合住宅の集積場において、排出時にも再度確認できるよう分別ポスターを掲示しています。また、祝日を含む月曜日から金曜日の開館時間において、お問い合わせ対応を継続しています。転入者には、両冊子を転入手続き時に渡すとともに、市民団体との協働による市役所ロビーでの説明対応を行っています。 ・エコショップ認定制度を活用し回収量を増やすことで、さらなる資源化に取り組み、ごみ減量を進めています。 ・ごみ減量広報紙ACTAやエコプラザ多摩の見学コーナーにおいて、収集した資源ごみのリサイクル工程等について啓発しています。 ・ごみゼロデー駅頭啓発キャンペーンを廃棄物減量等推進員と協働で実施しています。また転入者へのごみの出し方の説明業務を市民団体と協働で実施しています。

■ 排出抑制計画 3：資源の有効利用

主体	既定計画	施策の実施状況（令和 3 (2021)年度）
①資源の有効利用		
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・【重点】店頭回収や販売店回収など、民間の資源回収ルート積極的に活用します。 ・分別ルールを守った資源の排出に努めます。 ・リサイクル製品の購入に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・適正分別や資源集団回収・エコショップなどでの店頭回収等により、ごみ減量と資源の有効利用についての取り組みを推進しています。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・【重点】トレイ、紙パック、アルミつき紙パック、マルチパック、リターナブルびん、新聞などは、店頭回収や販売店回収など民間の回収ルートでの回収を実施します。 ・分別ルールを守った資源の排出に努めます。 ・紙類の資源化を推進します。 ・リサイクル製品の購入に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみの減量・資源化によるメリットを、ガイドブック等で啓発を行っています。 ・清掃工場に搬入された事業系ごみについて、抜き打ち検査を行い、分別ルールを守った資源の排出等について指導を行ないました。 ・紙ごみを減らす事業所の取り組みについて、ガイドブック等により啓発を行っています。
市	<ul style="list-style-type: none"> ・【重点】紙類の資源化への啓発を強化するとともに、インセンティブの付与について検討します。 ・剪定枝等のチップ化、堆肥化などにより、みどりのリサイクルを推進します。落葉堆肥の利用拡大については国等の規制も考慮し、検討します。 ・資源化への誘導を図るため、エコプラザ多摩の受入条件の緩和を検討します。また、資源化した剪定枝等については利用先の拡大等により一層のみどりのリサイクルを推進します。 ・事業系の紙類の資源化推進について、これまで新規会員事業所の入会促進など、オフィス町内会の課題を検討してきました。今後は、社会情勢の変化に柔軟に対応できるよう、事業者にとって利用しやすい制度への見直しを商工会議所と連携して検討します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・分別ガイドや収集カレンダーで啓発するとともに、資源集団回収補助金制度を実施しています。 ・平成27(2015)年10月1日から「みどりのリサイクル」を実施し、腐葉土化バック、ガーデンシュレッダーの貸出等を行っています。 ・剪定枝等の資源化拡大に向けて、チップ化に取り組んでいます。今後も活用方法の拡大を検討していきます。 ・平成 27(2015)年 10 月 1 日から「みどりのリサイクル」を実施し、草枝ごみの持ち込み処理手数料の減免規定除外により資源化施設への誘導を図りました。 ・オフィス町内会については、会員事業所数、回収量とも減少傾向であったため、課題等の検討を行った結果、廃止となりました。 ・リサイクルセンター（エコにこセンター）において、粗大ごみの再利用を実施

	<ul style="list-style-type: none"> ・家具の再使用など、粗大ごみの再利用を推進します。 ・民間の資源回収ルートについて、事業者やそれを利用する市民に啓発します。 ・プラスチック回収拠点の設置を実施します。 ・プラスチック以外の品目に関する回収拠点拡充について、コスト等課題もあることから引き続き検討します。 ・リサイクル製品の購入に努めます。 	<p>しています。(令和3(2021)年度実績5.58t)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多摩市公式ホームページにおいて、リサイクルショップの活用方法についてお知らせしています。 ・プラスチック袋に入りきれない大きな発泡スチロールについて、平成30(2018)年度からエコプラザ多摩で拠点回収を始めました。また、分別ガイドにて市民に周知を図っていきます。 ・プラスチック以外の品目に関する回収拠点拡充については、費用対効果の観点からは難しい状況ですが、引き続き検討していきます。 ・多摩市では、「多摩市グリーン購入推進方針」の理念に基づき、環境に配慮した物品等の購入に努め、その推進を図っています。また、エコショップ制度では、リサイクル商品の取扱いなどを推奨しています。
②焼却灰の再利用		
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・【重点】エコセメント製品の活用に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・エコセメントを活用したコンクリート二次製品（フェンス基礎・縁石・コンクリート境界ブロック・L型側溝など）を、主に市内の公園や道路舗装、公共建築物の外構工事等、市の発注する公共工事で利用しました。
市	<ul style="list-style-type: none"> ・【重点】ごみ焼却灰のエコセメント化により、埋立量ゼロを継続します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・これまでの焼却灰のエコセメント化に加えて、平成27(2015)年4月1日から不燃残さから金属等を再度取り出してエコセメントの原料として全量を資源化することにより、埋立量ゼロを継続しています。
③リサイクル活動の支援		
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・【重点】資源集団回収等、地域での資源回収に積極的に協力します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・適正分別や資源集団回収・エコショップなどでの店頭回収等により、ごみ減量と

	<ul style="list-style-type: none"> ・市民団体等は、リサイクル活動を推進します。 	<p>資源の有効利用についての取り組みを推進しています。</p>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・【重点】自らリサイクル活動を積極的に行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみの減量・資源化によるメリットについて、ガイドブック等による啓発を行っています。 ・環境に配慮した活動に積極的に取り組んでいる小売店舗を多摩市エコショップとして認定し、循環型社会の形成促進に努めています。 ・市から排出される機密文書等の古紙は回収業者に委託して溶解処理を行っています。
市	<ul style="list-style-type: none"> ・【重点】資源集団回収について啓発し、その活動を支援します。 ・民間のリサイクル活動を支援します。 ・新規に集合住宅を建設する際の打ち合わせ時に、資源集団回収について積極的に案内し、リサイクル活動を支援します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・回収量は減少傾向にあるものの、集団回収の登録団体数に大きな変化はないことから、今後も継続して取り組んでいきます。 ・多摩市公式ホームページにおいて、リサイクルショップの活用方法についてお知らせしています。

■ 排出抑制計画4：生ごみリサイクルの推進

主体	既定計画	施策の実施状況（令和3(2021)年度）
①生ごみの減量と堆肥化の促進		
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・【重点】堆肥化など、生ごみの自家処理・共同処理に取り組めます。 ・生ごみの水切りを徹底します。 ・生ごみリサイクルサポーター等は、市と連携して地域での普及に協力します。 ・市民団体等は、市と連携して生ごみの自家処理・共同処理施策の普及啓発に協力します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・生ごみリサイクルサポーターと市が連携して、地域や家庭内での生ごみの自家処理の推進の啓発を行いました。 ・日頃排出される生ごみの水分が生ごみの重量に影響することから水切りを心掛けました。 ・生ごみ削減は、たま広報、多摩市公式ホームページ、ごみ減量広報紙 ACTA などで啓発を実施し、買い物の際は買い過ぎず、使いきり、食べきりなどの啓発を実施し生ごみの排出抑制に努めました。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・【重点】事業活動によって生じる生ごみのリサイクルに取り組めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業活動に伴い生じる食品ロス、生ごみなどの廃棄物について、その発生排出抑制に取組み適正処理に努めました。

		<ul style="list-style-type: none"> 事業者には、許可業者を通じて多摩市発行の「事業系ごみの減量化・リサイクル推進のガイド」を配布し、ごみの適正処理・食品リサイクル活動促進に努めています。
市	<ul style="list-style-type: none"> 【重点】生ごみ減量について、新たに取り組みを始める市民が増えるよう、また、継続して取り組む市民を支援するよう、効果的なインセンティブ付与等の手段を検討します。 生ごみ堆肥置場を確保するなど、地域での生ごみ資源化を支援します。 水切りの徹底に関する啓発を継続的に行います。 生ごみ処理機器の購入費補助、生ごみリサイクルサポーターの育成・派遣、講習会等、多摩市の居住環境に合った生ごみの自家処理・共同処理に対する支援を充実させます。 	<ul style="list-style-type: none"> ダンボールコンポストの普及キャンペーンを実施しました。 公共住宅建替えなどには、生ごみの自家処理の場所の確保、自家処理から発生する堆肥などを利用する場の設置の要望を行っていました。 市民団体と「生ごみリサイクルサロン」等を活用し、定期的に実際に見て話を聞ける場を設けました。 ダンボールコンポストモニター募集を行い、実際にダンボールコンポストを使用してもらい生ごみの自家処理、堆肥化などを実践してもらいました。

(3) 課題の抽出

■ 現状と課題：ごみ減量目標（家庭系ごみ・事業系ごみ）

減量項目	目標値 (令和4(2022)年度まで)	現状値 (令和3(2021)年度実績)
(1)ごみの排出量	10%削減	13.3%削減
(2)資源化率	40%以上	34.4%
(3)焼却残さを資源化し、埋立量をゼロに近づける	埋立量≒0t	埋立量 = 0t (平成27(2015)年4月以降)
(4)①総ごみ量減量目標 (ごみ・資源の合計)	40,142 t/年	37,293 t/年
(4)②1人1日あたりごみ減量目標 (家庭系ごみ・事業系ごみ) ※資源を除く	588.7g/人・日	567.1g/人・日

前計画では、ごみの排出量（家庭系ごみ・事業系ごみ）は、令和4（2022）年度末までに、平成23（2011）年度比10%減等の目標を掲げ、ごみ減量に努めてきました。着実に減量率は向上し、令和3（2021）年度はごみ量13.3%減となり計画期間における目標を達成しました。

しかし、内訳を見てみると施策の減量効果の表れ方は一定ではなく、家庭系ごみは5.5%減量で、目標値の10%削減に届いておりません。

家庭系燃やせるごみ（可燃ごみ）の排出量は、平成29（2017）年度以降は微増微減を繰り返す状態が続いており、2.8%の減量に留まり計画期間における目標は達成できませんでした。減量が進まない原因の分析をし、一層の減量に取り組む必要があります。

家庭系燃やせないごみ（不燃ごみ）についても近年は横ばいの状況が継続しており、さらなるごみ減量のための新たなしくみづくりが求められる状況となっています。

家庭系粗大ごみは令和元（2019）年度までは着実に減量が見られていましたが、新型コロナウイルス感染拡大によるステイホームが進行したことから、自宅内の整理整頓を進める機会が増え、粗大ごみが増加する結果となりました。

事業系ごみは、平成28（2016）年10月の処理手数料値上げ、排出指導の強化及び令和2（2020）年度以降は新型コロナウイルス感染拡大の影響により令和3（2021）年度は32.0%の減量となりました。

近年減少傾向が続いている事業系ごみですが、コロナ禍後も継続もしくは更なる減量を推進するためには、市で収集している小規模事業所への働きかけはもちろんのこと、大規模事業所についても廃棄物の適正処理や資源化の促進、減量対策の強化が必要と考えます。

このような状況から、今後のごみ減量を推進していくための課題としては、家庭系一般ごみとしては生ごみ対策、紙類対策（雑誌の資源化による減量）、事業系ごみとしては適正分別と資源化の徹底であると考えられます。

総ごみ量減量目標については、今後とも減少するように集団回収の充実、食品ロス削減への取り組み、4R（リデュース・リユース・リサイクル・リフューズ）を進める必要があります。

更なるごみ減量のためには、経済的手法に加え、ごみ減量や資源の再利用に対する動機付けが課題となっています。

3. 課題の整理

(1) 分別の推進



1) 適正な分別に関する事項

①小型家電・金属等の再資源化

平成 25(2013)年度から分別収集を開始している資源としての小型家電・金属類の収集量は年々減少傾向にありますが、令和 3 (2021)年度の燃やせないごみの18%を占めており、資源で収集している量に比べて、可燃ごみへの混入が多くなっており、適正分別の啓発を継続して実施し、資源化を促進していく必要があります。

②古紙類の適切な排出

古紙類については、家庭系の可燃ごみの11%、事業系可燃ごみの32%（令和3年度(2021)年度）を占めており、ごみ減量の余地を大きく残しています。今後も一層、資源化への啓発の強化が必要です。

③ペットボトルの適切な排出

現在収集しているペットボトルの中には、ペットボトルのキャップやラベルが付いたままの排出や、ペットボトル内の残り汁の除去や内部洗浄が必要なものも少なからず存在しているため、適切な排出方法について、引き続き啓発が必要です。

(2) 処理費用に関する事項



1) ごみ手数料に関する事項

現行の家庭系のごみ手数料については、近隣市及び多摩 26 市等との均衡を図りつつ、改定を検討します。事業系のごみ手数料についても近隣市及び多摩 26 市等の動向や社会情勢を踏まえて、改定時期を見極めていく必要があります。

2) 財源の使途の明確化

環境省が定める「一般廃棄物会計基準」に基づき、廃棄物会計制度の導入を検討し、ごみの種類ごとにトンあたり処理原価を把握することで他団体との比較を可能とし、また、市民に分かりやすく一般廃棄物の処理に関する事業の財務情報を開示することで、財源の使い道を明確にし、市民が自らごみ減量や資源化に積極的に取り組む動機づけとなるよう、情報の公開に努める必要があります。

(3) 減量・資源化の推進



1) 回収方法に関する事項

① 集団回収の拡大

今後、集団回収をより拡大していくためには集団回収未実施団体への働きかけや啓発が重要です。回収エリア、資源市況対策などを考慮し、効率的に資源を回収することが必要です。

② 充電式電池の回収

現在、リチウムイオン電池等の充電式電池については、リサイクル協力店に設置されているリサイクルボックスでの店頭回収を行っています。しかし、リチウムイオン電池を取り出すことができない製品が増加しており、回収方法の拡大についての検討が必要です。

2) みどりのリサイクルに関する事項

① 収集・持込について

みどりのリサイクル開始に伴い、清掃工場への剪定枝の持込量は平成 23(2011)年度 1,429 t から令和 3 (2021) 年度 204 t まで減少しました。市民がエコプラザ多摩に持ち込む剪定枝の資源化量は平成 29 (2017) 年度以降増加しましたが、現在は横ばいが続いており、引き続き市民への周知等が必要です。

また、資源化が困難な草や葉の処理については引き続き検討が必要です。

② 利用拡大について

エコプラザ多摩では令和元(2019)年度に草枝資源化プラント設備改修工事を実施し、**大型破砕機の導入により、チップ・土壌改良材を安定して生産し、一層の資源化に取り組んでおります。**チップについては、市内公共施設や公園施設等の通路にマルチング材(雑草生育防止)として敷設しておりますが、今後更なるみどりのリサイクル推進のためには、より幅広く利用方法や受け入れ先を検討することが重要です。

3) 生ごみに関する事項

生ごみの減量対策として、水切りの啓発を推進するとともに、生ごみ処理機器の購入費補助を継続します。

ダンボくらぶや廃棄物減量等推進員を核に、自家処理の普及を積極的に行い、市民グループによる生ごみ資源化を推進する必要があります。

生ごみ自家処理に対する補助をし、市民がリサイクル活動に参加しやすく、取り組みを長く続ける啓発が必要です。

可燃ごみに含まれる食品ごみの削減については、今後バイオマスとしての活用検討を求められます。

まだ食べられるのに、捨てられている食べ物、いわゆる「食品ロス」、食材を買いすぎず、使い切る、食べ切るなどの取り組みや、外出時などにおける食べ残しを減らす行動、取り組みなどの啓発が必要です。令和2（2020）年度末から行っている「多摩市食べきり協力店」事業の登録店を増やし、事業者・市民とともに日頃からの意識付けが必要です。

4) 事業系ごみに関する事項

事業系ごみの組成について、資源化可能なものも多く含まれている状況であり、清掃工場での搬入ごみ検査と立入等の排出指導によって、適正分別と資源化について啓発・指導を強化していく必要があります。また、食品ごみについては資源ルートを利用し資源化の指導の強化も必要です。

(4) 社会変化への対応

1) 無料配布プラスチック製品等削減



①無料配布プラスチック製品削減の啓発

レジ袋が有料化となり小売店事業者からの配布は減少しているが、無料配布されるプラスチック製カトラリーやストローの削減啓発が必要であり、その他のプラスチック製品も削減の啓発が重要です。

②エコショップ制度の見直し

2年～3年ごとにエコショップ制度の更新を行っているが、評価項目にプラスチック製品削減の取り組みの項目、またリターナブル容器や詰め替え容器の利用の項目を新設など、基準を見直さなければなりません。認定店舗の増加に向けて引き続き社会情勢なども考慮し、制度の啓発が必要です。

2) 超高齢社会への対応

超高齢社会では、介護を要する高齢者や1人暮らしの高齢者の増加等にもない、毎日ごみ・資源を出すことが難しい排出困難者等への支援の重要性が高まっています。支援の仕組みについて具体的な施策の検討が必要です。

3) 中間処理施設に関する事項

ごみ・資源の中間処理施設については、長期間にわたり安定的かつ安全に稼働する必要があるため、計画的に施設の修繕等を行っていくとともに、大規模改修時には機能の見直しも検討していく必要があります。

平成 29 (2017) 年度には資源化センタープラント設備長期修繕計画を策定し、令和 4 (2022) 年度には資源化センターの延命化に関する資源化センター長寿命化総合計画を策定しました。